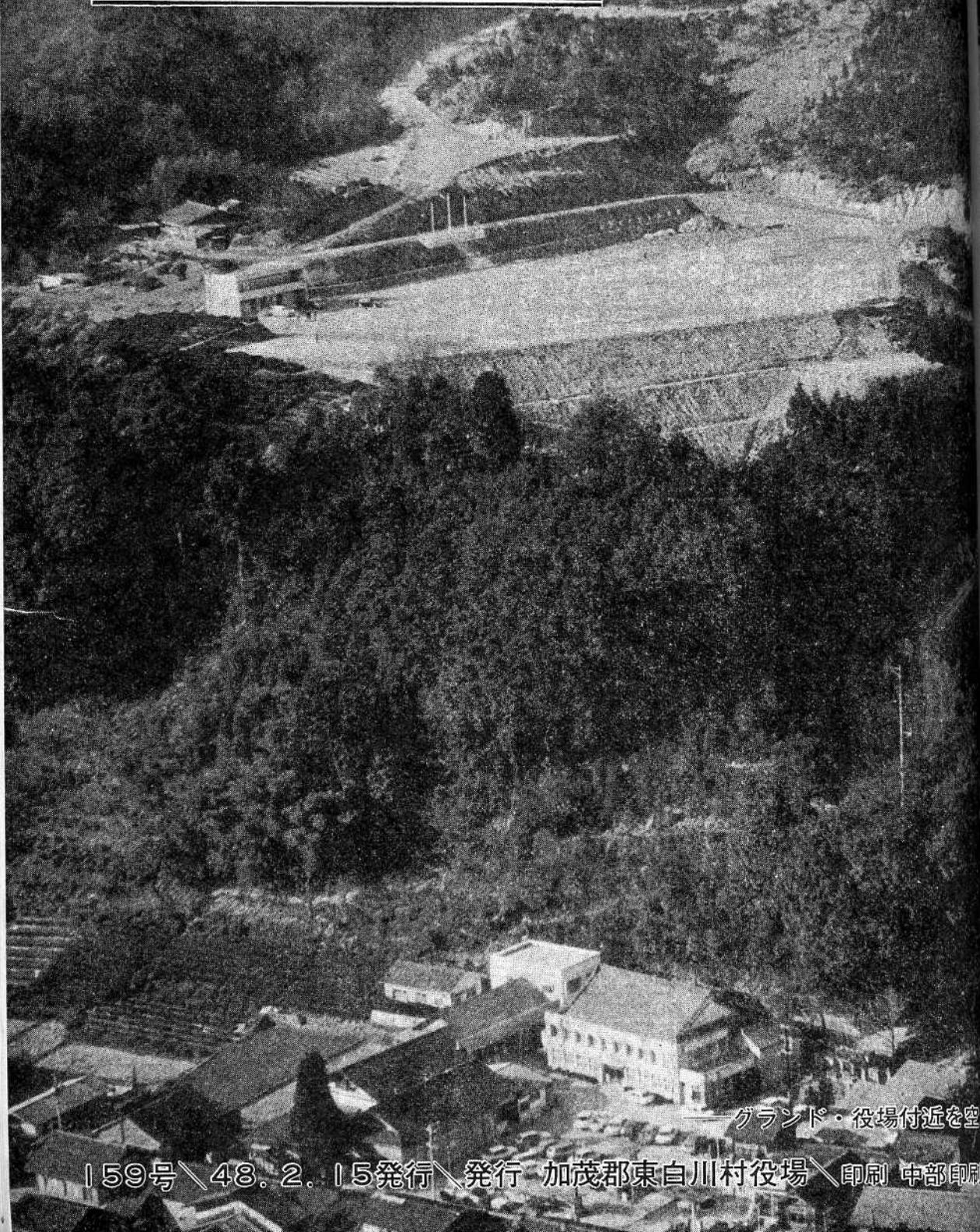


ひがし 広報 しらかわ



— グランド・役場付近を空

159号＼43.2.15発行＼発行 加茂郡東白川村役場＼印刷 中部印刷

教育委員長
今井 定夫

栗本（重）

村の青年教育を含めた社

会教育はスポーツ面は活発ですが、文化的な行事は少

ない感じを受けますね。

そういった面の充実が今後必要ですし、また青少年の視野を広めるといったことから、県外、国外への派遣体制の充実も考えてほしいものです。

そのためには本人の意志の高揚と、村や周囲からの押しあげの姿勢もたいせつではないでしょうか。

島倉（計）

婦人学級の運営についてですが、交通の便の悪化などで出席率が悪くなっていますが、それを校下別に開催できれば効果があると思います。

そのためにはひとりの主事さんでは忙しそうなので、そうした指導者を増やしていただくことが必要な気がします。

そのためにはひとりの主事さんでは忙しそうなので、そうした指導者を増やしていただくことが必要な気がします。

そのためには、各種団体の横つながりが必要で、たとえば青年祭などにもっと皆さんが出席していました。だければはりあいができるま

将來、専業農家はますます減少し、残ったところはそれぞれ他産業に依存した形態として構成され

ます。

教育施設は長期、総合的推進を

企画室長
安江右門

る感じがします。

茶や養蚕の主産地形成にしても限られた農家だけが専業化となると、今後何が経済基盤となるか考

えると見通しは暗いですね。そのためには、農業以外の依存産業の協業化や育成の指導部間の確立が必要で、現在内職といわれるものの実態を把握し、是否を判断しながらの育成を望みたいと思

います。

内職の質の向上はもちろん、出稼ぎは村内にそういう企業があれば、自然家庭内の事も考慮に入れた望ましい形態となる気がします。

最近は主婦の内職が多いのが実状で、村内にパートでも勤められれるような場があればよいと思

ます。

安江（幸）

行政的な面から考えて部落なり地域により指導者のあるところはまとまりもあり伸びているといつたことから、役場職員に地域担当といつたことで現場へもでてもらつたらどうでしょうか。

職員総社会教育主事といった考えは必要だと思います。

司会

産業、教育の問題にしばられてきた感がありますが、どちらもいたせつた問題ですのでもう少し煮つめてみたいと思います。

今井（兼）

ばならないと思いますが、議会のひとりとして考えるならば、村の財政力の面からもむずかしい気がします。

総合的な推進ということで今後考えていいきたいですね。

すべての問題が経済的な要素を

持っていますが、内容としてもこの座談会はあくまで将来への夢と

いうことで進めますから自由に發言ください。

婦人会長
安江 幸

立つてリードしていただく姿勢
も必要だと思いますね。

今井（好）

指導者は一朝一夕というわけにはいかず、そういうた指導者の助手といつたことで現場へでてほしいですね。各種団体指導者へのアドバイスは積極的に……。



議長 今井 兼一

と、若い後継ぎのいないということとも考えなければならないです。

今井（定）

山林の育成は放置しておいても大きくなり、自然の中へとけこむといったことを考えれば、無理にそうしたことを考えなくともいいと私は思いますがね。

司会

すべてのことをなすためにはまず人の問題といったことに尽きるようですが、現在を考えた場合と将来を見透した長い目のふたとおりに分れるようですね。

今考えられる人づくりは、条件整備といった側面のことが多いようですが、何か精神面でのアイデアはないでしょうか。

田口（義）
農協では努めて現場へだすようにしています。
そして何かをつかませるとともに、地域のひとたちの中へとけこませたいと考えています。

村は何年計画といった長期計画をたて、それに基づいた事業を行なうべきで、そういうた考えでいくなれば学校は一村一校が望ましいですね。

そして、スクールバス運行を考えるのがどうせんですね。

農業は流通を考えたものが必要で、みんながやる気を持ったものにしなければならないですね。

今井（好）
後継者の問題ですが、林業育成を図ることから山林労働者の減少

方向にある高校の条件整備ができるところ、精神的な面の人間形成が考えなければならないですね。

今井（重）

青年団、学級を通じて活動を行なっていますが、いまはその限界といった感じで、よい指導者が足りない気がします。

施設も最小限のものがあればど思いますがね。

今井（定）

青年が人間形成をしていく段階は、いろんな事を考えすぎて委縮する必要はないですね。

栗本（重）

村も道路網の整備などで都市化されてくると今の都市近郊の青年団のように、つかみどころのないあやふやなものになっていく不安がありますね。

今井（定）

義務教育の過程と、半義務化の

指導者、役員の不足が問題になっているようですが、人情として考えるなら自信を持つた姿勢、すなわち教えられるといった考えが自分から習うといった考え方があります。

今井（計昭）

社会教育の根本だと思います。青年団主事の仕事は指導といったなわち教えられるといった考え方から、自分から習うといった考え方があります。

今井（計昭）

みんな、そういった考えになれば、問題にはならないような気がしますが……。

安江（幸）

あくまで理想論ですが、原点に返つて目的や組織を考える時期だと思います。

安江（幸）

今、村の婦人会はうまくいっている感じはしますが、近隣の町村では部落によつて会がなくなつたという話も聞きます。

古田（政）

今、村の婦人会はうまくいって

いる感じはしますが、近隣の町村では部落によつて会がなくなつたという話も聞きます。

古田（政）

私たちも指導者に頼りすぎではいけないと思つてもどうしてもそうなつてしましますね。

古田（政）

今、時代はどうして生きていく

かという時代から、何のために生きていくかが目的となつていて

思います。

これからの社会教育は、レジヤ

ーなどを利用していくかが大きな問題ですね。

古田（政）

それは経営者の問題で、産業改

革が必要ですね。

若い人があこがれるような形態を開発しなければ後継者はできません。

古田（政）

また、若い人は積極的に村民に接し、気持の交流をはかる必要があると思いますね。

古田（政）

話は別ですが、若手幹部のこと

役場の中のすべての部門に社会教育の担当が必要です。

今井（計昭）

社教主事の仕事は指導といったことより、条件整備といった裏方的なものでなくてはと思いません。

今井（計昭）

施設や指導者も順次整備されてきていますので、今後それらをフルに活用して民間指導者の育成をはかることがたいせつだと思います。

今井（計昭）

もうひとつ、長期的観点から村の人たちの意識調査を行なつて、施策の検討に役立てるべく計画しています。

今井（計昭）

仕事も今の若い人たちは、カッコいいものに流れる傾向が強いようです。

今井（計昭）

もうひとつの、長期的観点から村の人たちの意識調査を行なつて、の



青年学級長 栗本 重秋

村内小中学生のお年玉

値上げムードで300万円

ひとりで2万円の小学生も

つくりさせました。遊び道具、使い道からみると、お菓子、学用品の順ですが、総額の七五バーセントは貯金されていきます。

小使いはもっただけ使ってしまうのではないかという親や、教員の心配をよそに、経済観念のある現代っ子といえるようです。もうひとつは、無駄使いをなくすための小使い帳の記帳指導も成

果につながったといえます。日ごろから学校図書館運営に力を入れている五加小学校が、東海地区優秀校として入賞、昨年十二月はれの表彰を受けました。同校では、学習の中に読書を取り入れ、よい環境でよい本を読むために学校ぐるみで努力しています。

毎週金曜日は全校十分間読書、そのほか学校生活の中に読書をとり入れ、図書室を利用する指導が行なわれていますが、学校では、この入賞を機にいつそう図書の充実に力を入れ、効果をあげていく計画をたてています。

通信教育で
学びませんか

県立岐阜高等学校通信制課程では、通信教育生の願書受付けを行なっています。

変動する社会情勢に適応していくには現在高等学校程度の学力が必要となっていました。

家庭や経済的な理由で進学できなかつた人、その他意欲があつても余裕のない人たちに門戸を開いているのがこの通信制課程です。

現在働きざかりのかた、何人も子どものある主婦のかたなども、若い人たちと机を並べてがんばっています。

希望者は次の要項を読んで申し込んでください。

冬休みこづかい調べ

東中生徒指導委員会調べ

校名	児童生徒数	収入	支出	残高
東白川中学校	216人	1278,603円	146,400円	1132,203円
五加小学校	97	398,813	52,870	345,943
越原小学校	188	777,213	57,825	719,388
神土小学校	213	1050,060	197,835	852,225
合計	714	3504,689	454,930	3049,759

東中の生徒指導委員会では、児童生徒の冬休み期間中の小使い調査を行ない、このほどその結果がまとまりました。

冬休みはお年玉など、多くの小使いをこどもたちが得るため、その指導を兼ねた小使い帳を記帳させたものです。

調査は村内七百十四名の小中学生を対象に行なわれましたが、集計された小使いの総額は三百万円に達しました。

これをひとり平均にすると、小学生は四千四百円、中学生が五千

です。

五

読書活動

本、整備された環境の中での読書はいちだんと効果をあげつゝあるようです。

(平) 安江 龍次
龍子 佳 恵女

(柏本) 栗本 錠一
君子 由 長女

(大明神) 高井 産
ひさよ 二 女

(柏本) 栗本 忠一
幸子 康 弘

(黒沢) 板垣 和也
恵 長男

(加藤尾) 新田 充
エツ子 恒 春

(中宮) 田口 美恵子
(陰地)

(桂川) 澄
田口 美恵子
(加子母村)

(安江) 守平
(平)
中村 久子
(一宮市)

(今井) 弘毅
(神付)

(田口) 都那
(中通)

(村雲) 盛直
(おくやみ
おしあげます)



誕生おめでとうございます。

善意の募金三十万五千円

盛りあがつた歳末たすけあい運動

「みんなそろって明るい正月を」と
のスローガンで展開された、村の
昭和四十七年歳末たすけあい運動
の募金結果がまとまりました。

みんなのお互いにたすけあう
という心の輪が年ごとに大きく広
がり、前年の実績二十三万九千八
百五十三円を上回る三十万五千二

百二十七円という額に達しました。
村では、十二月二十一日現在の
募金額二十四万円を、一日も早く
恵まれないかたがたへとお届けし
たところ、その後ぞくぞくと愛の
募金が集り、このような額となっ
たものです。

そこで新年になつて再び、この
募金を重度心身障害者、寝たきり
老人、独居老人の皆さんにお届け
しました。

■募金の配分先

生活保護世帯 四万九千円
準生活保護世帯 四万一千円
重度心身障害在宅者 四万六千円
寝たきり老人 八千円

合計 三十万四千三百五十円
慰問品購入代 一万四千八百五十円

福祉施設見舞金 二万三千円

母子家庭 八千五百円
ひとり暮らしの老人 一萬四千円
福祉施設見舞金 二万三千円
施設にいるちえ連れの子 六千円
母子寮の母子 八千円
らい病療養者

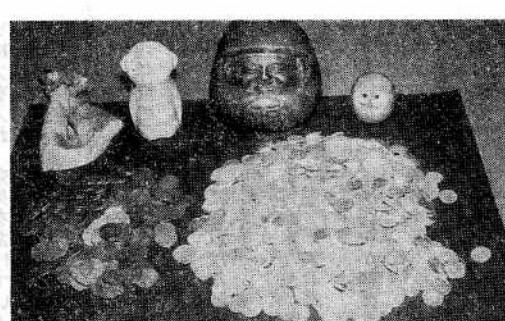
昨年の暮れ、神土神付の今井直

道さんが社会福祉に使つてください
と三万円を、村の社会福祉協議
会へ寄せられました。

同協議会では、このご厚意をあ
りがたくお受けし社会福祉事業に
有効に使わせていただくことにし
ました。

また同じように、神土西洞の安
倍純さんが子どもたちのクリスマ
スプレゼントの一部に、東白川
保育園へ一万円を寄付されま
した。

た。



貯金箱そつくり寄付された人も
ありました。

ほかに、送料、雑費に八百二十
円かかり、残金五十二円を今後
のたすけあい金として保管してあ
ります。

また、寄せられた衣料品は、子
ども用でしたから恵まれない子ども
もたちがいる瑞浪市の県立花の木
学校へ寄りました。

部落からの募金状況(組長さん扱い)

組	名	募金額	組	名	募金額
大平親親	口	4,400	明	向地山	14,200
	田	22,600		陰板	11,230
	通	11,100		黒大柏	3,500
	付	5,610		神本	4,780
	谷	3,650		代	9,500
	尾	3,100		沢	11,600
	洞	2,600		野	3,825
	坂	3,900		見	5,270
	舍	5,560		須	3,000
		3,430			2,000

職場、団体、個人からの募金状況

職場、団体、個人名	募金額	職場、団体、個人名	募金額
平古田勝子、大岩咲子 千秋流三ツ葉会東白川地区	500	木村建設	3,000
平今井倉太 東白川村民委員一同	3,000	越原置名婦人六 大明神、安江諱	2,000
日向桂川政一 東白川中学校生徒会、職員	2,591	越原小学校児童会、職員	3,000
平沢木しおの 東白川保育園職員	10,000	森林組合職員	3,341
老人クラブ長寿会 東白川村商工会職員	1,000	H.Y.K.女子職員	1,000
平田口和子 曲坂安江なを立正校正会東白川分会	5,342	匿	3,000
五加保育園職員 立正校成会東白川青年部	1,000	田口建設従業員	10,000
瑞士小学校児童会 五加小学校児童会	2,000	東白川村議会議員	1,000
	3,192	東白川農協職員	16,000
	500	平今井林勝彦	1,480
	1,000	黒渕安江江勝彦	20,000
	10,000	カミソリグループ	1,000
	16,800	東白川病院職員	5,000
	1,000	東白川村役場職員	2,000
	10,000		2,134
	3,552		22,902
	2,038		

募金の外に平の森藤市郎さんから新品衣料 約40点

母子寮の母子 八千五百円
ひとり暮らしの老人 一萬四千円
福祉施設見舞金 二万三千円
施設にいるちえ連れの子 六千円
母子寮の母子 八千円
らい病療養者

昨年の暮れ、神土神付の今井直

道さんが社会福祉に使つてください
と三万円を、村の社会福祉協議
会へ寄せられました。

同協議会では、このご厚意をあ
りがたくお受けし社会福祉事業に
有効に使わせていただくことにし
ました。

また同じように、神土西洞の安
倍純さんが子どもたちのクリスマ
スプレゼントの一部に、東白川
保育園へ一万円を寄付されま
した。

た。

同園では、さつそくクリスマス
にお菓子を買って子どもたちに贈
りました。

同園では

所得申告は一こうして

特 三月十五日までが期限

昭和四十七年分の個人所得の総決算をする申告時期がきました。納税の義務と福祉の向上、豊かな生活づくりのために正しい申告をされるよう特にお願ひします。

本号では、申告にあたって知っておいていただきたいことを集録しました。

住民税の申告

住民税は、あなたの昭和四十七年中（一月から十二月まで）の所得について、三月十五日までに申告していただくことになります。

この申告は、あなたの昭和四十八年度分の村民税及び県民税その他重要な資料となるものですからとえ前年中の所得の少なかった人や、所得が「赤字」となるような人でも申告していただく必要があります。

■住民税の減税

昭和四十八年度の地方税法の改正によると、低所得層に有利に働く課税最低限等が引き上げられます。

所得申告は、あなたが年間百五十万円以下であれば、扶養親族がなくとも寡婦控除の適用が受けられるようになりました。

④寡婦控除の適用範囲の拡大
所得金額が年間百五十万円以下

であれば、扶養親族がなくとも寡婦控除の適用が受けられるようになりました。

⑤障害者控除等の引き上げ
障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ十二万円（現行十万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除を十四万円（現行十二万円）に引き上げる。

⑥死亡により事業を廃止した場合

（死亡により事業を廃止した場合は、所得税の確

ただし、年の中途中で事業を廃止定申告書又は、住民税の申告書を提出されたかたは申告する必要はありません。

この申告については所得税の確定申告書又は、住民税の申告書を提出されても、あらためて個人事業税の減税と、昭和四十七年中に住宅の新築工事を着手したり、新築された住宅を購入した場合で、次の要件にあてはまるときは、三、三平方メートル当たり十万元として計算した住宅の取得価額の一%（最高二万円）を、税額から控除することができます。

（一）むねの床面積が百二十平方メートル以下であること。
(二)工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

■昭和四十七年分所得の主な改正点

①老人扶養控除の創設

老人福祉の増進の一助として、年齢七十歳以上の老人については

従来の扶養控除（十四万円）に加えて、老人扶養控除が十六万円控除されます。

②寡婦控除の適用範囲の拡大

夫と死別した寡婦に

扶養親族がなくとも、

年間所得が百五十万円以下（給与

収入では百九十万円余）の者は寡婦控除の対象となります。

については、扶養親族がなくとも、年間所得が百五十万円以下（給与

収入では百九十万円余）の者は寡婦控除の対象となります。

③住宅取得控除の創設

住宅対策の一環として、昭和四十七年一月一日から二年間に一定規模の新築住宅を取得して居住の用に供した場合は、以後三年間二万円を限度に税額控除が受けられ

ます。

（一）還付を受けるための確定申告は早めに
税金の還付を受けるための確定申告は、できるだけ早く申告書を提出して下さい。早く申告すれば

よいことになっていますが、住民税の場合は、たとえ少額な譲渡所

が出来ない場合は申告をしなくてもよいことがあります。

（二）工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

（一）むねの床面積が百二十平方メートル以下であること。
(二)工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

所得税の申告

■昭和四十七年分所得の主な改正点

①個人事業税の減税

個人事業税の税負担の現状にかんがみ、その減税を図る必要があると認められたことから、事業主

に引き上げる。

ます。もうすこし詳しく述べと、昭和四十七年中に住宅の新築工事を着手したり、新築された住宅を購入した場合で、次の要件にあてはまるときは、三、三平方メートル当たり十万元として計算した住宅の取得価額の一%（最高二万円）を、税額から控除することができます。

（一）むねの床面積が百二十平方メートル以下であること。
(二)工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

②確定申告

（一）還付を受けるための確定申告は早めに
税金の還付を受けるための確定申告は、できるだけ早く申告書を提出して下さい。早く申告すれば

よいことになっていますが、住民

税の場合は、たとえ少額な譲渡所

が出来ない場合は申告をしなくてもよいことがあります。

（二）工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

くば早く税金の還付を受けること
ができます。

(2)申告をしなくてもよい所得
利子所得や配当所得のうち、源
泉分離課税や、確定申告をしない
ことを選択したもの、雑所得のう
ち源泉分離課税された割引債の償
還差益は源泉徴収だけで課税がす
みますから、これらについては確
定申告をする必要がありません。

(3)確定申告をしなければならない
所得金額の合計額が所得控除の
合計額よりも多い人は確定申告を
しなければなりません。

給与所得者は、年末調整で税金
が精算されますので、ふつう確定
申告をしなくともよいのですが、
給与所得者でも次のいずれかにあ
てはまる人は確定申告をしなけれ
ばなりません。

(1)給与の年間収入金額が五百万
円をこえる人

(2)給与所得や、退職所得以外の
所得が十万円をこえる人

(3)二か所以上から給与を受けて
いる人で、年末調整された給与以
外の給与の収入金額と、給与所得
や退職所得以外の各種の所得金額
との合計額が十万元をこえる人

(四)同族会社の役員などで、その
法人から給与のほかに貸付金に対
する利子や、店舗、工場などの賃料の文
件料、機器器具などの使用料等の文

払いを受けている人

(五)家事使用人などで、給与の支払
いを受ける際に所得税を源泉徴収
されなかつた人

(4)確定申告で税金がもどる人
も、源泉徴収された税金や、予定
納税をした税金が納め過ぎになっ
ている人は、還付を受けるための
申告をすることができます。

特に次のような人は、税金が納
め過ぎになつてないか確かめてく
ださい。

(1)四十七年中の所得が少ない人
で、利子や配当、原稿料などの収
入のある人

(2)給与所得者で、年の中途で退
職し、その後就職をしなかつたた
め年末調整を受けなかつた人

(3)給与所得者で、雑損控除や医
療費控除、住宅取得控除などを受
けることができる人

(四)予定納税をしている人で、災
害を受けたり、営業不振だったり
して、所得が著しく減少した人

(五)確定申告に添付しなければな
らない書類

確定申告をするとき、申告書に
添付したり、提示しなければな
らない書類があります。

その一般的なものは次のとおり
ですか、あらかじめ用意してお
いてください。

申告書

支払った医療費の領収書

(二)小規模企業共済等掛金控除を
受ける場合は、支払った掛金の領
収書

(三)生命保険料控除を受ける場合
は支払った生命保険料が一契約九

年分の申告書

(四)損害保険料控除を受ける場合
はその支払った保険料の証明書

(五)給与所得のある人は、勤務先
からもらった源泉徴収票

千円をこえるときはその支払證明
書

(四)損害保険料控除を受ける場合
はその支払った保険料の証明書

(五)給与所得のある人は、勤務先
からもらった源泉徴収票

提出してください。

税理士等に頼んで所得税の確定
申告書等作成していただきたで

も直接税務署または県税事務所へ
提出しないで、いちど役場を経由

して提出するようご協力ください。

なぜなら、役場では、住民税等
に必要な事項を転記しなければな
らないからです。

なお、三から四までの保険料や
掛金で、すでに年末調整の際に給
与所得から控除を受けた分につい
ては、改めて添付する必要はありません。

申告書は 役場へ提出を

所得税の確定申告書、個人の事
業税の申告書、住民税の申告書は

所得税の確定申告書、個人の事
業税の申告書、住民税の申告書は

税理士等に頼んで所得税の確定
申告書等作成していただきたで
も直接税務署または県税事務所へ
提出しないで、いちど役場を経由

して提出するようご協力ください。
なぜなら、役場では、住民税等
に必要な事項を転記しなければな
らないからです。

共同相談所を開きます

ことしも、次の日程表のとおり共同納税相談所を開設します。
所得税の確定申告、個人の事業税、住民税の申告について計算方
法等わからない人のためにご相談に応じますから、日程表に従って
ご利用ください。

なお、青色申告者の確定申告はこの日程表にかかわらず早めに終
わるようご協力下さい。

日 程 表

日付	摘要	日付	摘要
2月 26日	大口、加藤尾、中谷	3月 12日	一般
27日	下親田、上親田	13日	一般
28日	山林、譲渡所得者	14日	一般
	確定申告	15日	申告書提出最終日
3月 1日	神付、中通、西洞		④やむを得ない場合を 除いて、なるべくこの 日程表に従ってご利用 下さい。
2日	日向、板山		時間は、午前9時から 午後4時までです。
5日	陰地、曲坂		土曜日、日曜日は休み ます。
6日	黒沢、大明神		
7日	平		
8日	柏本、久須見		
9日	大沢、下野、宮代		

祝賀事業を手直し

3月に新成人者招いてお祝い

ないといふもので、個人の日本の本質は、變遷の一五十年、四分の一世紀という長い年月の流れに於て、社会の考え方や受けとりかた、また時代の風潮というものを無視することは、時代にはいかなくなつてしまつた。

■越原の弁天様

3



根もとの岩の上には弁天様の祠がある。

祭費は組の負担である

その後三回もなにもうござれなかつた。お祭りは七分咲の時と定められており、昨年は四月二十三日に部落の有志が集まつて行なつて、

そこでことしから、その年二十歳になつた青年を対象とした祝賀行事を、中学校の卒業年次ごとにすなわちクラスごとに改めるとともに、二度の行事をひとつにまとめ

めて行なうことにしました。

弁天桜は有名な梅屋の淡墨サクラと同じかっこうをしているといわれている。

たびたびの水害で流失し何度か再建されたが近くは八・一七災害で流された。その折にもご神体の弁財天と刻まれた石だけは流れずに岩の下に上向きになつて残つた。

スがあり、それで弁天様は川の中
に居を定められたという話はわか
らないでもないが、桜が顔赤らめ
てなまめかしいピンク色となり、
いいひととのハートを悩ませ

るというのはだれかの作り話であろうか。

日から四月一日までに生まれた人が新成人として、はれの門出をすることになります。

ことしの村の該当者は、男子十六名、女子十四名で、成人の日に

は村長からの色紙、教育長の祝い
と期待のことば、県知事からのメ

ツセージをひとりひとりに郵送し

各家庭で新成人のお祝いをして
ただきました。

村が主催する祝賀事業は、この三月二十五日（日）を予定してお

り、名実ともに成人となつた三十
名の男女を招いて、人生の門出に

ふさわしい意義ある祝賀行事として、その計画を検討して

たしくりー
ンの語彙を極諦しー^ム
います。

長年の歴史で岩を磨き、
むような株の根張りが見ものであ



↑満開時が待ち
おしい弁天桜

委員のかたがたの
ご努力で、まとめ
の段階へ入り、新
年度から屋内のも
のの調査が予定さ
れています。

ふるさとへの便り

苦しいことにも体当たりで

自分で選んだ看護の道だから

村の皆さん、こんにちは、お元気ですか。

私は毎日元気に、学校に仕事にと忙しい毎日を送っています。

私の日課は、月、火、土曜日が午前仕事、午後五時まで学校帰宅そして仕事、水、木、金曜日は午前は病棟実習、午後は九時まで仕事となっています。

午前実習の日は、ねむい目をこすりながら六時二十分に起き、六時三十七分の電車で日野荘の病院まで通っています。

つい夜ふかしをしやすい今日このごろ、睡眠時間が減少しあくびの多い毎日ですが、それだけに楽しい事もあり、また生きがいを感じます。

仕事の重大さはどの仕事にしても同じですが、どうとさというものは、この道にまた看護にたずさわった人にしかわからないものであります。

以前に、どうしてこんな道に足をつったんだのかという疑問もわざき、また後悔もしました。

これが私のホーリムシックだったただろりと思いつます。

でも病棟実習にできるまでに成長した私には、看護の喜びといふものは何をわからぬ私にもこう胸にジーンとくるもので

しかしこの時点では、十八歳未満の児童を三人以上監護し、その日のひとりが昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童が含まれて

いることが条件でしたが、ことしの四月一日から三人目の児童が昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童が含まれていれば、児童手当の支給要件に該当することにな

もう社会人として、みんなに送りだされ六ヶ月という月日が過ぎました。

看護の道に入りいちばん感じたことは、この仕事の重大さ、とうとさ、また対人関係のむつかしさです。

せんが、これほどむつかしいと思つたことは生まれて始めてでした。まだこの先、私が生きていく上

つかる事はもちろんだと思いま

しかし、自分にくじけないで、どんな困難にも体当たりで行くつもりです。

各務原市那加西野町一二九

永田内科内 桂川直子

支給範囲を拡大

四月一日から児童手当

ことしの四月一日から、児童手当の支給範囲が拡大されます。

昭和四十六年五月、児童手当法

が制定され、義務教育終了前の児童を含む満十八歳未満の児童三人以上を監護し、またはその生計を維持している者に対し、三人目以降の児童ひとりに対し三千円の支給が、昭和四十七年一月一日から

もし通知もれなどあつた場合は、役場の民生課窓口まで、印鑑持参のうえ請求の手続きをとつてください。



よい子たちが役場を訪問



さる1月23日越原小学校3年生のよい子たちが社会科勉強に役場を訪れました。

こどもたちのズバリとした質問に応答の係が返答に困るようなものもありましたが、それぞれ熱心に聞いたりメモしたりしていました。

役場のほか、有線本部や農協も見学し生きた教科書として役立ったようです。↑会議室での質問風

対人関係ではどの道も同じ事だと思います。だからひととこ

ても言おうとしないで言おうとし

■新春第一号としては発行が遅れました。広報としてははじめのところ、座談会を特集しましたがいかがでしょう。

今後は問題や、対象をしほつてこうしたものを掲載したいと考えていますが、皆さんの意見をお聞かせください。